

平成 2 8 年第 1 2 回 農業委員会 総会 会議録

召集年月日 召集場所 開閉会の日時 及び宣告	平成 28 年 12 月 22 日 滝上町役場委員会室 開会 平成 28 年 12 月 22 日 午前 10 時 00 分 議長 舟根 功 閉会 平成 28 年 12 月 22 日 午前 10 時 40 分 議長 舟根 功					
出欠の状況	議席 番号	氏 名	出・欠 の別	議席 番号	氏 名	出・欠 の別
	1	村田 牧子	出席	8	林 花美	出席
	2	張間 真之	出席	9	平石 茂	出席
	3	井上 秀幸	出席	10	日野 茂	出席
	4	池田 政隆	出席	11	片岡 照光	出席
	5	千葉 弘輝	出席			
	6	渡邊 誠一	出席	13	舟根 功	出席
	7	瀬川 博	出席			
会議録署名委員	池田 政隆			千葉 弘輝		
事務局職員 の出席状況	事務 局長	木村 克也	係長	河本 佳尚	書記	原 英伸
議事日程	報告第 1 号 会長の動向について 報告第 2 号 あっせん報告について 報告第 3 号 農地所有適格法人の設立について 報告第 4 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について 議案第 1 号 農用地利用集積計画の決定について 議案第 2 号 農用地利用集積計画の決定について (議事参与制限) 議案第 3 号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案) の作成について 議案第 4 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請につい て (議事参与制限) 議案第 5 号 現況証明願いについて					
会議の経過	別紙のとおり					

議長 在任委員12名、出席委員12名、出席委員が在任委員の過半数に達しておりますので、会議規則第8条の規定により会議は成立いたしました。

これより、第12回農業委員会総会を開催いたします。

日程第1. 会議録署名委員の指名を行います。
会議規則第10条の規定により4番池田委員、5番千葉委員の兩名を指名いたします。

日程第2. 報告第1号. 会長の動向
11月28日から12月2日まで、全国農業委員会会長代表者集会在東京都で開催され出席しました。
これは、農地利用の最適化を加速するための研修を行うことを目的に開催されました。
内容については、その他、農水省との意見交換会、農業者年金加入推進セミナー、農水省との勉強会が行われました。
詳細については事務局にありますのでご覧ください

日程第3. 報告第2号. あっせん報告について上程いたします。
第8回総会であっせんすることに決定しておりました件及び第10回総会であっせんすることに決定しておりました件について、瀬川委員、平石委員より報告願います。

瀬川委員 平成28年第8回農業委員会総会であっせんすることに決定していた、●●さん申し出の賃貸によるあっせんについてご報告いたします。

一部の農地について候補者が決まらず保留となっておりますが、賃貸での相手方が見つからず、申し出者と調整し、売買によるあっせんに切り替え候補者を選定しました。

結果、相手方を●●さんとして、12月9日にあっせん委員会を開催し、売買で農地面積57,344㎡、売買価格2,900,000円で調整がつきましたので報告いたします。

なお、このあっせんは●●さんの年金に関わってくるため、合理化事業を利用することになりますので、今後事務を取進めていくことになります。

平石委員 平成28年第10回農業委員会総会であっせんすることに決定していた幸町 ●●さんから申し出があった農地の賃貸借に係るあっせんについて報告いたします。

札久留地区において耕作を行っている方全員に案内を出し、今回のあっせん対象農地の賃貸を希望される方を調査いたしました。

結果、相手方を2名とし、11月18日及び11月29日にあっせん委員会を開催しました。

1人目の相手方を幸町 ●●さんとし農地面積42,682㎡、賃借料120,000円、期間5年間で調整がつかしました。

もう一人の方は、相手方を雄鎮内 ●●さんとし、一部売買を希望したこともあり、売買及び賃貸借によるあっせんを行いました。賃貸借は農地面積113,090.03㎡ 賃借料335,000円、期間10年間、また、売買については、農地面積114,221㎡ 売買価格3,000,000円で調整がつかしましたので報告いたします。

議長 ただいま、報告のありました件について質疑ございませんか。

(なしの声)

無いようですのであっせん報告を了承することで、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

全員異議なしと認めます。あっせん報告を了承することといたします。

日程第4．報告第3号農地所有適格法人の設立について上程いたします。

朗読及び説明願います。

(係長朗読)

係長 ●●さんが農地所有適格法人を設立し10月3日に法人登記を行っております。

議案の7ページから14ページに事項全部証明と定款を添付しております。

法人名は、株○○

代表取締役 ●●

資本金300万円となっており、構成員は2名で●●さんと、●●さんです。

農業委員会は、この法人が、農地所有適格法人要件に該当するか判定確認することとなります。

定款については正式に受理されているものなので、詳細は確認しておりません。

別紙説明資料の1ページから5ページの農地所有適格法人要件確認チェックシートにより確認し、不可となる項目がなく農地所有適格法人として問題なしと判断されたので報告いたします。

チェックシートの内容は第10回総会で農地所有適格法人の事業報告のなかで説明しており、今回、詳細については説明いたしませんのでご了承願います。

議長 ただいま、報告のありました件について質疑ございませんか。

(なしの声)

無いようですので本報告を了承することで、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

全員異議なしと認めます。本報告を了承することといたします。

日程第5．報告第4号．農地法第18条第6項の規定による通知について上程いたします。

朗読願います。(係長朗読)

説明願います。(局長説明)

局長 本件は、農地法第18条第6項による合意解約の通知であります。

●●さんが法人化したため、現在賃借等を行っている件について、借り手の名義を個人から法人に変更するため、すべて解約することになります。

内容は3条による使用賃借1件、集積計画による賃貸借3件、合理化事業分2件及び中間管理事業1件の計7件です。

次に28ページの●●さんと●●さんの賃貸について、現経営からすると少し農地が多いということで、遠隔の農地を手放したいとのことで今回合意解約の通知がありました。なお田中さんは引き続き農地を貸したいとの意向がありますので、調整については今後進めていきます。

合意解約した通知書ごとに29ページ～32ページにかけて図面をつけておりますのでご確認ください。

最後に、本件はすべて農地法で定めた合意解約の要件を満たしているため、農地法第18条第1項の北海道知事の許可は不要であります。

議長 ただいま報告のありました件について質疑ございませんか。

(なしの声)
質疑を打ち切ります。
本報告を了承することで、ご異議ございませんか。
(異議なしの声)
全員異議なしと認め本報告を了承することといたします。

日程第6．議案第1号．農用地利用集積計画の決定について議題といたします。

朗読願います。(係長朗読)
説明願います。(局長説明)

局長 本件は、先ほどあっせん報告のあった●●さんの農地に係る賃貸借と売買の農用地利用集積計画であります。
場所については35ページの図面示しておりますが、●●さんについては賃貸、●●さんについては賃貸と売買の農地を区分して表示していますのでご参照ください。

議長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
質疑を打ち切ります。
この計画案が適当であるか否かについて意見を求めます。
計画案が適当であるとしてご異議ございませんか。
(異議なしの声)
全員異議なしと認めます。
本件は、計画案が適当であると認めることに決定しました。

日程第7 議案第2号．農用地利用集積計画の決定について議題といたします。なお、これは千葉委員に関する案件ですので議事に参与できませんので退席願います。

朗読願います。(係長朗読)
説明願います。(局長説明)

局長 本件は、合意解約の報告をいたしました分について、再度農用地利用集積計画を立てるものであります。
計5件ありますが、いずれも●●さん個人の名義から法人名義に変更するものであります。
場所については、30ページ～31ページの図面をご参照ください。

議長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質疑を打ち切ります。
この計画案が適当であるか否かについて意見を求めます。
計画案が適当であるとしてご異議ございませんか。
(異議なしの声)
全員異議なしと認めます。
本件は、計画案が適当であると認めることに決定しました。

日程第8. 議案第3号. 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案の作成について議題といたします。なお、本件も千葉委員に関する案件ですので、引き続き退席のまま議事を進めます。

朗読願います。(係長朗読)
説明願います。(係長説明)

係 長 本件は、先ほど合意解約の報告をした件のうち、農地中間管理事業の農用地利用配分計画における名義を●●さん個人から法人名義に変更するものであります。名義以外の諸条件に変更はありません。
本総会で審議後、公社に送付し、知事の認可を経て法人との賃借が成立することになります。
場所については、31 ページに図面を示していますが、大甲孝一さんと表示されている2筆であります。

議 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
質疑を打ち切ります。
本件について農用地利用配分計画案を北海道農業公社に提出することにご異議ございませんか。
(異議なしの声)
全員異議なしと認めます。
議案第3号については、原案どおり決定することといたします。

議 長 日程第9. 議案第4号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について議題といたします。なお、本件も千葉委員に関する案件ですので、引き続き退席のまま議事を進めます。

朗読願います。(係長朗読)
説明願います。(局長説明)

局長 本件は、法人設立に伴う3条申請であります。
その1は、親子間で使用貸借していた農地について、借り手を法人として改めて利用権を設定するものであります。
●●さんについては、経営移譲年金を受給していますので、受給資格を維持するため、改めて10年間の使用貸借としております。
その2は、法人化に伴い、●●さん所有の農地を新たに法人に使用貸借するものであります。
場所は、29ページのとおりとなります。
なお審議の際には別紙「3条の許可基準表」をご参照ください。

議長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
(なしの声)
質疑を打ち切ります。
本件は、●●親子と法人の使用貸借ですので、今回現地調査は行いません。

ここで休憩を取ります。
休憩を解き会議に戻します
この件につき意見を求めます。

池田委員 議案第4号のその1、その2について許可してよろしいと思えます

議長 ただ今、許可してよろしいとの意見がありましたが、ご異議ございませんか。
(異議なしの声)
全員異議なしと認めます。本件は許可することに決定しました。

日程第10. 議案第5号、現況証明願いについて議題といたします。

朗読願います。(係長朗読)
説明願います。(局長説明)

局長 本件は、現況地目に変更するための現況証明願いであり、12月14日付けで滝美町 ●●さんからの申し出で、場所については、67ページの図面のとおりです。

休憩を取ります。

休憩を解きまして会議に戻します。
議 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
(なしの声)
質疑を打ち切ります。
本件は、以前、他の現地確認の時に合わせて皆さんでこの土地を見ておりますし、畑管の通っている道路ぎわの細い部分ですので現地確認は行いません。

ここで休憩を取ります。

議 長 休憩を解きまして会議に戻します。
議案第5号について審議いたします
この件について意見を求めます。
片岡委員 これといった問題はないので、証明書を発給してよろしいと思います。

議 長 ただいま、証明書を発給してよろしいとの意見がありましたが、ご異議ございませんか。
(異議なしの声)
全員異議なしと認めます。
本件は願い出どおり証明書を発給することに決定いたしました。
以上で全議案が終了いたしました。これで第12回農業委員会総会を終了いたします。